決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

はじめに、審査の経過を御報告いたします。

本委員会は、８月２７日に設置された後、９月４日に概要説明が行われ、９月６日に決算関連５議案が付託されました。その後、代表監査委員による審査意見の報告、総括質疑の開催、各分科会での関係各部署からの説明・質疑等の詳細審査を経て、先日、９月２０日に各分科会報告、討論・採決を行い、本委員会での審査を終了したところでございます。

９月２０日の各分科会報告では、お手元に配付のとおり、５分科会の審査の過程で出された１７項目にわたる要望等が報告されているところですが、執行部におかれては、各分科会の報告に対して、適切に対応されることを求めます。

それでは、特別委員会報告として、次の７点について申し上げます。

まず、基金運用についてであります。

地域振興基金について、３月３１日時点で１１億円の債権があがっています。この債権は「鳥取市地域振興基金の貸付運用に関する取扱い要綱」により土地開発公社に貸し付けていますが、基金の預金管理という視点から問題があります。土地開発公社に貸し付けるのであれば、定額運用基金である土地開発基金から貸し付けることで、問題を解決できるものと考えます。

今後、執行に当たっては、適切に改められるよう望みます。

次に、生活保護行政についてであります。

近年の生活保護受給者は、身体は健康でも職を失ったため生活に困窮している「その他世帯」が増加しており、この方々は職を得ることで比較的容易に自立することが可能と考えられます。

自立に向けては、ケースワーカーによるきめ細やかで手厚い指導が必要と考えますが、生活保護世帯の急増によりケースワーカー一人当たりの受け持ち数が多くなっているという現状があります。

職員の配置については、福祉保健委員会や予算・決算審査分科会において何度か指摘し

ており、徐々に増員されていることは承知しておりますが、まだまだ職員配置が国の基準には追いついていません。
　ケースワーカーの不足は、生活保護世帯への十分な支援策を講じることができないばかりでなく、過重負担による職員の士気低下にもつながると考えます。執行部におかれましては、実情を見きわめ適切に配置されるよう強く望みます。

　次に、鳥取地域ブランド農産物育成支援事業費補助金についてであります。
　この事業の目的は、市内各地域の特徴を生かした農産物を鳥取地域ブランド農産物として登録し、一般の農作物との差別化を図ることで販売力強化、生産拡大につなげるものです。
　つきましては、本来の目的にのっとり、登録後の状況を十分に把握し、販売力強化や生産拡大につながっていないものについては、消費者ニーズに見合ったものとなるよう十分精査するなど見直しを行われるよう求めます。

　次に、水道事業についてであります。
　水道事業の拡張工事、耐震化に向けた管路、諸施設の整備は評価できるものと考えます。今後、地震のみならず風水害を見据え、施設整備及び計画見直しが必要な部分は見直しを行われるよう要望します。
　また、市内の企業再編等による水道大口使用者の減少等により有収水量が減少しています。このため、将来的な経済情勢も見据え、上下水道部門をあわせた長期の収支経営計画をつくっていく必要があると考えます。

　次に、市庁舎整備推進事業費についてであります。
　市庁舎整備の方向性を出すため、プロポーザルによるコンサルタント公募をされましたが応募がなく委託料等の不用額が発生しています。
　決算審査においては、発生した不用額の説明が必要でありますが、今回の説明資料では不用額の詳細がわかりにくかったため、今後は不用額の詳細な内容がわかる資料の作成、説明をしていただきますよう求めます。

　次に、来る合併算定替制度の期間終了に備え、事業の内容・効果等を改めて再点検し、事業の整理、効果的な運用等、積極的な見直しを図るなどの準備を進められるよう求めます。

最後に、決算事業別概要書のあり方についてであります。
決算事業別概要書は年度ごとに改善をされ、決算審査を行う上で有益な参考資料になっています。
しかしながら、施策を予算、事業執行、決算といった一連のサイクルとして考えた場合、各事業の年度毎の連続性やあり方などが明記された決算事業別概要書の作成が必要であると考えます。なお、電算システム上困難な面があれば、各部局で統一的な関連資料を添付するなどの工夫を求めます。
今後とも、さらにわかりやすい決算事業別概要書を作成されるよう重ねて要望します。

次に、審査の結果を御報告いたします。

議案第１２５号　平成２４年度鳥取市工業用水道事業剰余金処分及び決算認定について、
及び
議案第１２７号　平成２４年度鳥取市病院事業決算認定について、

以上２案は、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第１２３号　平成２４年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について、
議案第１２４号　平成２４年度鳥取市水道事業決算認定について、
及び、
議案第１２６号　平成２４年度鳥取市下水道等事業決算認定について、

以上３案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

最後に本報告、分科会報告が、平成２６年度予算に最大限反映されることを強く求めて、決算審査特別委員会報告を終わります。

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第123号　平成24年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について、議案第124号　平成24年度鳥取市水道事業決算認定について、議案第126号　平成24年度鳥取市下水道等事業決算認定について、以上3議案について承認しない立場で討論をおこないます。

まず、議案第123号です。長引く景気低迷のもと、市民の暮らしは大変です。国民健康保険料が据え置きとはいえ、高すぎる保険料に変わりはありません。保険料の徴収率が上がったといっても、払いやすくなったわけではなく、保険料の引き下げが求められます。介護保険料は、基準額で12,000円の引き上げとなり、負担が増えました。高齢化が進み、介護認定者が増えていることを考えれば、介護サービスの給付の増加が保険料アップにつながる制度は改める必要があり、国に対し、しっかりと声を上げることが必要です。

また、昨年度は鳥取市初の住民投票が実施され、多くの市民が現本庁舎の耐震改修及び一部増築案を選択しました。その結果を受けて、市長が耐震改修案をつくる先頭に立ち、その実現のためにあらゆる努力をすることが市長の責任ではないでしょうか。市長は、耐震改修実現のために、とことん力を尽くされたのでしょうか。「人を大切にする理念のもと」と言うならば、住民投票に示された市民の意思を尊重し、耐震改修実現に向けて、予算を執行すべきです。市長は、「議会は耐震改修案は実現できないと報告し、整備の方向性は示さなかった」と言って、専門家委員会を設置しましたが、住民投票の結果に立ち入らないとした専門家委員会はそもそも設置の必要のない事業であり、適切な予算執行とは言えません。

次に、大型シェルターについてです。その姿が現れはじめてからというもの、「あれは何だ？」という声があちこちから挙がっていました。大方の市民は、大型シェルターで駅前の活性化につながるとは思っていません。それよりも、無駄遣いの象徴になっているのではないでしょうか。大きな投資をすれば活性化につながるといった発想では、まちづくりはできないと思います。

議案第124号は、生計費非課税の立場から認められません。

議案第126号は、河原インター山手工業団地の排水処理施設に関わるものが、住民合意のない可燃物処理施設の排水処理施設と一体になっており、認められません。

以上、決算認定を認めない主な理由を述べ、討論を終わります。